

平成 23 年 11 月 24 日

奈良県「子どもを犯罪の被害から守る条例」の施行後の状況について

(制定、施行日 H17 年 7 月 1 日 一部 H17 年 10 月 1 日施行)

1 子どもの見まもり活動について

- 条例施行後も、子どもに対する見まもり活動は、活発に行われており、条例制定時に懸念されていた「子どもの見まもり活動の萎縮」はなく、地域ボランティアは、正規の活動をしているという自負があり、制定後に条例に関する苦情が寄せられたという事実は、県警及び県においても把握がない。

また、子どもの見まもり活動の気運向上を条例が阻害しているような声も聞かない。

○ 子どもの安全確保のための取組み

- ・ 子どもの安全を守る保護者スキルアップ事業

設 立 ⇒ 2010 年

目 的 ⇒ 県 PTA 協議会会員を対象とした研究会を年間通じて開催

実施主体 ⇒ 奈良県教育委員会

事業内容 ⇒ 保護者の役割等に関する講習、護身術の実習、子どもを暴力から守るための保護者を対象とする演習

- ・ 特定非営利活動法人グリーンピープル（奈良県香芝市）

設 立 ⇒ 2005 年 3 月 18 日

目 的 ⇒ 香芝市独自の「持続可能な市民生活」を実現するため

活動概要 ⇒ 不審者情報、検挙や逮捕事案に関する情報発信等

新聞記事(本年 11 月 18 日)「楓ちゃん事件 7 年 見守り 地域の“潤滑油”」
事件発生から 7 年経過、発生直後から地域住民による児童の見まもり活動。
登校時に、毎日約 80 人のボランティアがあいさつを交わし見まもり活動を実施

2 子どもに対する犯罪を助長する行為の規制に関して

○ 子どもに不安を与える行為

- 子どもに不安を与える「甘言を用いて惑わす」「虚言を用いて欺く」行為に関しては、罰則規定がなく、県警として指導或いは警告による措置を講じている。

条例制定後は、指導或いは警告措置を講じることにより、行為者の行為は治まっているものの、今後、反復して子どもに不安を与える行為を繰り返すいわゆる悪質な常習者が現れた場合、警告するだけの対応しかできないこととなり、地域住民の不安を完全に払拭することができないのではないかと懸念している。

- 条例制定に際して、当初正当な理由なく声をかけてはならないことを規制対象として検討していたが、地域社会で行われる善良な声かけをも規制するのではないかという意見から、「甘言を用いて惑わす」「虚言を用いて欺く」行為と具体的に規定し、善意の声かけがいささかも規制対象とならないことを明確にし、県民が不安を抱くことのないように配慮した経緯がある。

3 禁止行為に係る通報に関して

○ 子どもに対する犯罪を助長する行為に係る通報に関して、通報件数の正確な把握はできていないが、増加傾向にあると認識している。

- **事例1**…公園内の子どもに対する身体又は衣服を捕らえる行為

児童公園内において、子ども（小学生男児）に対し背後から両手で脇腹付近を掴み、身体を持ち上げ捕らえる等した行為に関して、偶然居合わせた者(会社員)による 110番通報を端緒に被疑者を検挙できた。

過去にも同様の手口で子どもを威迫する行為や不安を与える行為を繰り返していた。 ⇒ (子どもを威迫する行為により罰金処分)

- **事例2**…帰宅途中の子どもに対するつきまとい行為

1人で帰宅途中であった子ども（小学生女児）に対し、無言で真後ろから互いの体が接触するくらいの距離で追随していた被疑者を認め、不審に感じた通行人（女性）から 管轄警察への通報を端緒に被疑者を検挙できた。

被疑者は、過去に同様の行為を繰り返しており、性犯罪目的であった旨を供述。 ⇒ (子どもを威迫する行為により起訴猶予処分)